

令和4年度事業計画書

令和5年2月27日
一般財団法人肥料経済研究所

1. 事業の目的・概要

本法人は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下「法」という。)第31条第1項の規定に基づく肥料に係る安定供給確保支援法人として、法第34条第2項の規定に基づき農林水産大臣より交付される補助金をもって安定供給確保支援法人基金を設け、適正な運用管理を行うとともに、法第9条第1項の規定に基づき供給確保計画に係る農林水産大臣の認定を受けて肥料及び肥料原料(以下「肥料等」という。)の安定供給確保に取り組む事業者(以下「認定供給確保事業者」という。)に対する助成金の交付、肥料等の安定供給確保に関する情報の収集等を通じて、肥料原料の国際価格や原料供給国の政情等に大きな変動があった場合も肥料を安定的に供給し得る体制を構築することにより、肥料のサプライチェーンの強靱化を図ることを目的として安定供給確保支援業務を実施するものとする。

2. 事業の内容・方法

本法人は、法、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針、肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準、肥料原料備蓄対策助成事業費補助金交付要綱及び今後内閣総理大臣及び農林水産大臣の認定を受けて本法人において制定する安定供給確保支援業務規程等に基づき、安定供給確保支援業務として令和4年度については、次の①から③を実施するものとする。

① 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務

令和4年度においては、法第9条第1項の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けた認定供給確保事業者からの助成金の交付申請を受け付ける体制を構築する。認定供給確保事業者に対する助成金の交付を行うに当たって、3月中に認定供給確保支援事業者からの助成金の申請の受付を開始することとする。農林水産省と適切な連携を実施し、事業者の供給確保計画の認定状況や当該計画の内容に基づき、適切な助成金の執行を行うよう留意する。

② 肥料等の安定供給確保に関する情報の収集及びそれに附帯する業務

令和4年度においては、令和5年度からの本格的な情報の収集に向けて、農林水産省との調整の上、適切な調査を実施するための準備を行う。

③ 肥料等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談並びにそれに附帯する業務

令和4年度においては、肥料安定供給確保支援室内に相談窓口を開設し、法第9条第1項の認定を受けた認定供給確保事業者のみならず、認定を受けていない肥料関係事業者も含め、肥料等の安定供給確保を図ろうとする者による照会や相談に応ずることを可能とする体制を構築し、相

談窓口の連絡先については本法人のホームページへ掲載する。

3. 事業の目標・計画

主要な肥料成分の供給源であり、安定供給確保の必要性が高いりん酸アンモニウム及び塩化カリウムについて、需給がひっ迫した場合にあっても肥料の国内生産を継続し得る体制を構築するため、肥料関係事業者による備蓄への支援を行い、令和9年度までに、年間需要量の3か月分に相当する数量を恒常的に保有する体制を構築し、肥料の安定供給確保を図ることを目標とし、そのために必要な肥料等に係る安定供給確保支援業務を実施する。

令和4年度においては、2.に記載のとおり、安定供給確保支援業務の開始に向けた体制構築を進め、3月末には助成金の申請受付を開始する。

4. 実施体制

安定供給確保支援業務を行うに当たって、理事長の指導監督の下、安定供給確保支援業務を統括する専任部署として肥料安定供給確保支援室を設置し、常務理事を同室の統括責任者とするとともに、担当する職員の採用に向けた手続を進める。

5. 基金の管理・運用方法

安定供給確保支援業務に係る会計については、既存業務の経理とは区分した上で、法第36条及び38条の規定に基づき区分して整理し、その収支の状況は帳簿にて明らかにする。なお、共通経費については、その性質又は目的に従って区分するものとし、公益法人会計基準に基づき従事割合により各事業に按分して算出する。

また、基金の運用は、法第34条第4項の規定に基づき、元本の償還の確実性及び認定供給確保事業者に対する適時かつ適切な支援が確保される方法により行うこととし、基金の運用によって生じた利子その他の収入金に相当する金額は基金に充てるものとする。具体的な基金の運用は、農林中央金庫及びみずほ銀行への預金とする。